

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の人口減少の克服に向け、長崎県外から本市への移住・定住を促進するために、子育て世帯の移住者に対する経済的支援として、本市に移住し就業や創業を行った者に対し、予算の定める範囲内において長崎市子育て世帯ウェルカム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯をいう。
- (2) 同一世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票上における同一の世帯をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民登録することをいう。
- (4) 事業者 事業を行う個人（個人事業者）及び法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号に規定する要件を全て満たし、かつ、第2号又は第3号に規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次のア、イ及びウの全てを満たしていること。
 - ア 移住元に関する要件 次の(ア)及び(イ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 転入する前日まで連続して1年以上長崎県外に居住していたこと。
 - (イ) 転入する前日において子育て世帯であること。
 - イ 移住先に関する要件 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 補助対象者及び中学生以下の世帯員が、平成31年4月1日以降に転入したること。
 - (イ) 補助対象者が転入日から補助金の交付申請日までの間に、子育て世帯に属していること。
 - (ウ) 補助対象者が、転入後3カ月以上1年以内であること。
 - (エ) 補助対象者が補助金の交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たしていること。
 - (ア) 補助対象者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 本市市税を滞納していないこと。

(2) 就業に関する要件 次のア、イ、ウ及びエの全てを満たしていること。

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者であること。

ウ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、補助金の交付申請日において、当該就業先に連続して3カ月以上在職し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(3) 創業に関する要件 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、35万円とする。ただし、長崎市移住支援補助金の補助対象者の要件を満たし、長崎市移住支援補助金の交付を受ける意思がある者又は受けた者については10万円とする。

(交付の申請)

第5条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市子育て世帯ウェルカム補助金交付申請書(第1号様式)を用いるものとする。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、補助金の交付申請日の属する年度の3月末日とする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの添付書類を省略する。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 補助対象者が補助金の交付申請をする場合

ア 補助対象者が移住元において子育て世帯であったことがわかる住民票謄本又は住民票の除票

イ 移住先の住民票謄本

ウ 補助対象者が本市市税を滞納していないことの証明書

エ 別表に掲げる書類

(2) 前号に定めるもののほか、補助対象者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

5 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、補助金の交付申請日から5年以内に本市から転出しないこととする。

(不交付の決定)

第7条 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたときの通知は、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定す

る補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

(決定の取消)

第9条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により行うものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定により、補助対象者は、第6条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの通知は、補助金返還請求書(第5号様式)により行うものとする。

(返還の額)

第12条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの額は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 規則第16条第1項第1号による取り消しを受けた場合 補助金の全額

(2) 規則第16条第1項第3号による取り消しを受けた者のうち、補助金の交付申請日から5年以内に本市から他の市町村に転出した場合 補助金の全額

(補助金の交付手続の特例)

第13条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出及び規則第13条の補助金等確定通知書による通知は省略するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

区分	証明書類等
第3条第1項第2号に規定する要件を満たす者	就業証明書(第2号様式)
第3条第1項第3号に規定する要件を満たす者	個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し